

四半期報告書

(第151期第3四半期)

ライオン株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【四半期連結財務諸表】	26
2 【その他】	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	43

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第151期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 重 貞 慶

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)
ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第150期 第3四半期連結 累計期間	第151期 第3四半期連結 累計期間	第150期 第3四半期連結 会計期間	第151期 第3四半期連結 会計期間	第150期
会計期間	自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年 9月 30 日	自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年 9月 30 日	自 平成22年 7月 1 日 至 平成22年 9月 30 日	自 平成23年 7月 1 日 至 平成23年 9月 30 日	自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年 12月 31 日
売上高 (百万円)	234,728	233,229	78,970	81,749	331,100
経常利益 (百万円)	4,743	5,749	1,384	1,731	11,795
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	1,455	891	△127	844	6,041
純資産額 (百万円)	—	—	100,767	101,728	105,760
総資産額 (百万円)	—	—	239,635	235,032	260,939
1株当たり純資産額 (円)	—	—	363.46	367.59	382.18
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は四半 期純損失金額(△) (円)	5.39	3.32	△0.47	3.14	22.41
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	5.38	3.32	—	3.14	22.37
自己資本比率 (%)	—	—	40.8	42.0	39.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,864	△1,707	—	—	25,518
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,457	△7,441	—	—	△5,310
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,401	△7,632	—	—	△8,293
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	29,748	27,537	44,582
従業員数 (名)	—	—	5,997	6,013	5,972

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第150期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	6,013 (640)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	2,457 (273)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
一般用消費財事業	46,196	—
産業用品事業	5,370	—
海外事業	12,125	—
その他	—	—
計	63,692	—

(注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注実績

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
一般用消費財事業	59,781	—
産業用品事業	8,019	—
海外事業	12,667	—
その他	1,281	—
計	81,749	—

(注) 1 連結会社間の内部取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
㈱あらた	13,921	17.6	15,778	19.3
㈱P a l t a c	14,024	17.8	14,293	17.5

3 金額は消費税等を含んでおりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。また、セグメント別の概況における前年同期の数値及び前年同期比は、参考として掲記しているものであり、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

(1) 経営成績の分析

(第3四半期連結累計期間)

当第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日～9月30日）のわが国経済は、震災による影響が残る中、生産活動や個人消費に持ち直しの動きがみられましたが、輸出の鈍化や企業収益の減少等もあり、不透明な状況で推移しました。

当社グループが主に事業を展開する国内日用消費財業界は、店頭での激しい販売競争に加え、原材料価格の上昇や震災による影響もあり、厳しい事業環境にありました。

このような環境の中、当社グループは、企業価値向上を目指し、重点ブランドの育成に取り組むとともに、収益力の向上に向け高付加価値製品の売上拡大、競争費用の効率化、コストダウンを推進しております。

当第3四半期連結累計期間は、国内では、主力の洗濯用洗剤や柔軟剤で新製品を発売するとともに、住居用洗剤で新しい生活習慣を提案する新製品を導入しました。また、暮らしに役立つ生活情報発信の専任部所を設立し、コミュニケーション機能の強化を図りました。海外では、洗濯用洗剤とオーラルケア製品を中心にブランド育成に取り組むとともに、市場成長が続く中国において、生产能力拡大に向け新会社を設立しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、2,332億2千9百万円（前年同期比0.6%減、為替変動の影響を除いた実質前年同期比は0.1%増）、営業利益50億1千3百万円（同32.0%増）、経常利益57億4千9百万円（同21.2%増）となりました。また、震災により発生した、たな卸資産や設備の損失額等を特別損失に計上した結果、四半期純利益は8億9千1百万円（同38.7%減）となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用し、報告セグメントは、従来の「ヘルスケア事業」、「ハウスホールド事業」、「化学品事業」、「その他の事業」の区分から、「一般用消費財事業」、「産業用品事業」、「海外事業」、「その他」の区分に変更しています。

「一般用消費財事業」は、国内の日用品、一般用医薬品等の事業及び子会社を、「オーラルケア分野」、「ビューティケア分野」、「薬品分野」、「ファブリックケア分野」、「リビングケア分野」、「その他の分野」に区分しています。なお、「その他の分野」は、法人向け販売促進用商品等のノベルティ、機能性食品等、歯科材料、ペット用品等を含んでいます。

「海外事業」は、従来、「ヘルスケア事業」、「ハウスホールド事業」等に含めていましたが、今回より「海外事業」の区分に集約しています。

また、「産業用品事業」は、従来の国内「化学品事業」に業務用洗浄剤事業を加えたものです。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

なお、セグメントの業績については、セグメント内及びセグメント間の内部売上高を含んでおります。

① 一般用消費財事業

当セグメントの売上高は1,845億6千9百万円（前年同期比1.0%減）、セグメント利益は32億7千5百万円（同58.9%増）となりました。

（オーラルケア分野）

歯磨は、“マイルド香味タイプ”を新たに追加した「ハイテクト」が好調に推移するとともに、主力の「デンターシステマEX(イーエックス)」が順調に推移しましたが、震災の影響により前年同期を下回りました。

歯刷子は、新製品“しっかり毛腰タイプ”を加えた「デンターシステマ」や「こどもハブラシ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

当分野全体の売上高は、夏以降大幅に回復し、前年同期を上回りました。

（ビューティケア分野）

シャンプーは、リンスインタイプの「ソフトインワン」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

ハンドソープは、「キレイキレイ泡ハンドソープ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

制汗剤は、ナノイオンで汗のニオイをしっかりと抑える新製品「Ban(バン)」シリーズがお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

（薬品分野）

解熱鎮痛薬は、主力の「バファリンA」が順調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

点眼剤は、新製品“クールタイプ”を加えた主力の「スマイル40EX(イーエックス)」シリーズが好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

殺虫剤は、「バルサン まちぶせスプレー」を改良発売しましたが、競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

（ファブリックケア分野）

洗濯用洗剤は、黄ばみやニオイの原因となる皮脂汚れをナノレベルまで分解して落とす「トップNANOX(ナノックス)」を改良発売するとともに、香りが長続きする柔軟剤入りの「超コンパクト 香りづくトップ」などの育成に努めましたが、震災の影響により全体の売上は前年同期を下回りました。

柔軟剤は、スイートフローラルアロマの香りの新製品“ジュリエット”を加えた「香りとデオドラントのソフラン アロマリッチ」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

（リビングケア分野）

台所用洗剤は、天然アロマオイルの配合等の改良を行った主力の「CHARMY(チャーミー) 泡のチカラ」シリーズが好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

住居用洗剤は、トイレットペーパーでトイレの汚れをサッとひと拭きできる新製品「ルックまめピカトイレのふき取りクリーナー」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

（その他の分野）

機能性食品等は、「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」が好調に推移するとともに、糖を気遣う中高年の方におすすめの新製品「糖と上手に付き合うために 糖質習慣」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

ペット用品は、猫用トイレ「ニオイをとる砂」が順調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

② 産業用品事業

当セグメントの売上高は387億2千6百万円（前年同期比6.0%増）、セグメント利益は4億2千9百万円（同34.2%減）となりました。

油脂活性剤は、海外向け洗剤原料が円高の影響を受けましたが、国内向け界面活性剤原料が好調に推移し、全体の売上は前年同期比微増となりました。

導電性カーボンは、自動車や電子部品の需要低迷により、全体の売上は前年同期を下回りました。

業務用洗浄剤は、ハンドソープが堅調に推移するとともに、手指消毒用アルコールが好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

③ 海外事業

当セグメントの売上高は400億2千9百万円（前年同期比2.9%増、為替変動の影響を除いた実質前年同期比は7.4%増）、セグメント利益は3億5千6百万円（同13.4%減）となりました。

タイでは、洗濯用洗剤が堅調に推移するとともに、「システム」などの歯刷子が好調に推移しましたが、柔軟剤が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比微増となりました。

韓国では、洗濯用洗剤の液体「ビート」が好調に推移しましたが、歯磨、歯刷子が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比微増となりました。

中国では、「システム」歯刷子が好調に推移しましたが、「ザクト」歯磨が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比微増となりました。

④ その他

その他では、建設請負事業が伸びなやみ、売上高は186億5千2百万円（前年同期比5.8%減）となりました。セグメント利益は、5億3千8百万円（同3.5%減）となりました。

(第3四半期連結会計期間)

当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日～9月30日）の売上高は、国内一般用消費財事業において震災の影響から回復したオーラルケア分野及び新製品が好調なリビングケア分野が堅調に推移するとともに、業務用の手指消毒用アルコールが好調な産業用品事業が前年同期の売上を上回ったこと等から、817億4千9百万円（前年同期比3.5%増）となりました。利益は、営業利益16億8千9百万円（同62.2%増）、経常利益17億3千1百万円（同25.1%増）、四半期純利益8億4千4百万円（前年同期は1億2千7百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

なお、セグメントの業績については、セグメント内及びセグメント間の内部売上高を含んでおります。

① 一般用消費財事業

当セグメントの売上高は652億9千万円（前年同期比5.8%増）、セグメント利益は12億1千8百万円（同274.6%増）となりました。

② 産業用品事業

当セグメントの売上高は138億1千2百万円（前年同期比10.3%増）、セグメント損失は3千5百万円（前年同期は2億1千9百万円のセグメント利益）となりました。

③ 海外事業

当セグメントの売上高は133億4千8百万円（前年同期比0.2%増）、セグメント利益は3千1百万円（同81.0%減）となりました。

④ その他

当セグメントの売上高は68億5千3百万円（前年同期比13.6%減）、セグメント利益は2億6千6百万円（同13.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、有価証券、受取手形及び売掛金の減少等により、前連結会計年度末と比較して259億6百万円減少し、2,350億3千2百万円となりました。純資産は、40億3千1百万円減少し、1,017億2千8百万円となり、自己資本比率は42.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ30億6百万円増加し、275億3千7百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益や減価償却費等の資金の増加要因により、81億5千4百万円の資金の増加（前年同期は80億3千9百万円の資金の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出等により、21億2千4百万円の資金の減少（前年同期は9億9千5百万円の資金の減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入金の返済や配当金の支払による支出等により、28億2千4百万円の資金の減少（前年同期は26億2千8百万円の資金の減少）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容の概要等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定すべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、明治24年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。また、『「愛の精神の実践』を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是のもと、口腔衛生啓発活動等の社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。このような一貫した「企業理念にもとづく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、ハンドソープなどの日用品、解熱鎮痛薬、アイケア剤などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、多くのお客様からご愛顧をいただいております。

当社は、企業価値の源泉であるブランド価値の向上を軸とした事業基盤のさらなる強化に向け、日用品・一般用医薬品・機能性食品からなる事業領域を「新・快適生活産業分野」と位置付け、この事業領域をあわせ持つ当社ならではの強みを發揮し、「健康」、「快適」、「環境」の観点からお客様に新しい価値を提供し続けてまいります。あわせて、持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、事業活動のあらゆる場面において地球環境への対応を進めてまいります。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念にもとづいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

また、当社は、取締役の任期を1年として社外取締役2名を置き、経営の監督機能の強化を図るとともに社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「経営評価委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、平成21年3月27日開催の第148期定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」（以下、「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）が遵守すべき手続きを明確にし、株主及び投資家の皆さまが適切な判断をするために必要な十分な情報及び時間並びに買付者等との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には対抗措置の発動を警告するものであります。

本プランの対象となる大規模買付行為とは、以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為であります。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

本プランに従った対抗措置の発動等については、当社取締役会の恣意的判断を排するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役で構成される企業統治委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆さまに適時に情報開示し透明性を確保するものとしております。

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆さまの意思を確認するために、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとしております。

④ 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

(ii) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされようとする際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(iii) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆さまの意思を直接確認するものであります。

また、本プランの有効期間は、平成24年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時まででありますが、係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

(iv) 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は、必要に応じ企業統治委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆さまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(v) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(vi) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.lion.co.jp/ja/company/press/2009/pdf/2009013.pdf>)

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は21億1千1百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおり
であります。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	27,358
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,358(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内 で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する
株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に
調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

② 会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成19年3月29日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	32,231
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,231(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 655 資本組入額 328
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 ② 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり654円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり654円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20年3月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	62,007
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,007(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 442 資本組入額 221
新株予約権の行使の条件	<p>① 取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>② 執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①②の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>④ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり441円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり441円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20年12月25日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,402
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,402(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 461 資本組入額 231
新株予約権の行使の条件	①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当つては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり460円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり460円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年3月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	67,961
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,961(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 396 資本組入額 198
新株予約権の行使の条件	①当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案
- ②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
- ③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり395円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり395円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年12月25日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	34,032
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,032(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 398 資本組入額 199
新株予約権の行使の条件	①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当つては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり397円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり397円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	79,101
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,101(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 422 資本組入額 211
新株予約権の行使の条件	①当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり421円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり421円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年12月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	75,364
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,364(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 389 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件	①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり388円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり388円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成23年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	97,575
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,575(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件	①当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案
- ②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
- ③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり359円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり359円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	299,115	—	34,433	—	31,499

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿を作成していないため、実質所有状況を確認することができません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿を作成していないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年6月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,535,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,417,000	265,417	—
単元未満株式	普通株式 3,163,346	—	—
発行済株式総数	299,115,346	—	—
総株主の議決権	—	265,417	—

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式874株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	30,535,000	—	30,535,000	10.21
計	—	30,535,000	—	30,535,000	10.21

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	447	450	441	431	439	450	452	431	475
最低(円)	433	433	350	395	413	424	422	393	422

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	18,422	21,286
受取手形及び売掛金	44,168	52,324
有価証券	9,590	23,514
商品及び製品	21,903	18,085
仕掛品	2,915	3,457
原材料及び貯蔵品	7,206	6,346
その他	6,486	6,487
貸倒引当金	△49	△77
流动資産合計	110,644	131,425
固定資産		
有形固定資産	※1 58,453	※1 60,668
無形固定資産		
商標権	19,947	22,886
その他	2,334	1,781
無形固定資産合計	22,282	24,667
投資その他の資産		
投資その他の資産	43,691	44,217
貸倒引当金	△39	△39
投資その他の資産合計	43,652	44,178
固定資産合計	124,388	129,513
資産合計	235,032	260,939
負債の部		
流动負債		
支払手形及び買掛金	34,129	43,249
短期借入金	7,144	7,773
1年内返済予定の長期借入金	4,291	6,166
未払金及び未払費用	30,785	38,480
未払法人税等	937	1,693
賞与引当金	2,525	2,109
販売促進引当金	608	488
返品調整引当金	569	585
災害損失引当金	367	—
役員賞与引当金	115	164
その他	2,120	1,984
流动負債合計	83,596	102,696
固定負債		
長期借入金	25,116	27,504
退職給付引当金	19,164	19,610
役員退職慰労引当金	264	318
資産除去債務	312	—
その他	4,849	5,049
固定負債合計	49,707	52,483
負債合計	133,303	155,179

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成23年9月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年12月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金	31,499	31,499
利益剰余金	53,571	55,426
自己株式	△16,608	△16,670
株主資本合計	102,897	104,689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△486	913
繰延ヘッジ損益	△33	△56
為替換算調整勘定	△3,653	△2,944
評価・換算差額等合計	△4,173	△2,087
新株予約権	164	173
少数株主持分	2,840	2,984
純資産合計	101,728	105,760
負債純資産合計	235,032	260,939

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	234,728	233,229
売上原価	100,554	100,188
売上総利益	134,174	133,040
販売費及び一般管理費	※1 130,375	※1 128,026
営業利益	3,798	5,013
営業外収益		
受取利息	61	75
受取配当金	265	299
持分法による投資利益	884	762
受取ロイヤリティー	176	165
その他	445	242
営業外収益合計	1,833	1,545
営業外費用		
支払利息	690	659
為替差損	22	46
その他	175	104
営業外費用合計	888	810
経常利益	4,743	5,749
特別利益		
固定資産処分益	—	34
貸倒引当金戻入額	61	23
投資有価証券売却益	263	—
特別利益合計	324	57
特別損失		
災害による損失	—	※2 2,893
固定資産処分損	468	287
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	190
減損損失	173	10
投資有価証券評価損	285	—
その他	—	313
特別損失合計	927	3,694
税金等調整前四半期純利益	4,140	2,112
法人税、住民税及び事業税	1,657	1,481
法人税等調整額	653	△656
法人税等合計	2,310	824
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,287
少数株主利益	374	395
四半期純利益	1,455	891

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	78,970	81,749
売上原価	34,459	35,759
売上総利益	44,511	45,990
販売費及び一般管理費	※1 43,470	※1 44,301
営業利益	1,041	1,689
営業外収益		
受取利息	24	26
受取配当金	13	8
持分法による投資利益	288	187
受取ロイヤリティー	60	50
その他	240	64
営業外収益合計	627	337
営業外費用		
支払利息	227	217
為替差損	15	64
その他	41	12
営業外費用合計	284	294
経常利益	1,384	1,731
特別利益		
固定資産処分益	—	9
投資有価証券売却益	263	—
特別利益合計	263	9
特別損失		
固定資産処分損	34	254
災害による損失	—	93
減損損失	120	6
投資有価証券評価損	285	—
その他	—	0
特別損失合計	440	354
税金等調整前四半期純利益	1,207	1,386
法人税、住民税及び事業税	748	603
法人税等調整額	445	△150
法人税等合計	1,194	452
少数株主損益調整前四半期純利益	—	933
少数株主利益	140	89
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△127	844

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,140	2,112
減価償却費	9,128	9,002
減損損失	173	10
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,189	△911
受取利息及び受取配当金	△327	△375
支払利息	690	659
固定資産処分損益（△は益）	468	253
投資有価証券売却損益（△は益）	△263	—
投資有価証券評価損益（△は益）	285	—
持分法による投資損益（△は益）	△884	△762
売上債権の増減額（△は増加）	8,928	7,402
たな卸資産の増減額（△は増加）	△2,868	△4,527
仕入債務の増減額（△は減少）	△6,464	△8,754
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	△4,447	△5,083
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△495	363
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△79	△385
その他	358	793
小計	9,532	△202
利息及び配当金の受取額	733	1,186
利息の支払額	△783	△787
法人税等の支払額	△1,618	△1,902
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,864	△1,707
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（△は増加）	—	△264
有形固定資産の取得による支出	△4,142	△6,342
有形固定資産の売却による収入	18	46
無形固定資産の取得による支出	△196	△844
投資有価証券の取得による支出	△747	△57
投資有価証券の売却による収入	655	0
子会社株式の取得による支出	△130	—
貸付けによる支出	△2	△7
貸付金の回収による収入	106	9
その他	△19	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,457	△7,441

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	8,870	7,846
短期借入金の返済による支出	△7,990	△8,014
長期借入れによる収入	700	—
長期借入金の返済による支出	△4,175	△4,262
自己株式の取得による支出	△718	△23
自己株式の処分による収入	1	3
配当金の支払額	△2,711	△2,691
少数株主への配当金の支払額	△181	△295
その他	△196	△195
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,401	△7,632
現金及び現金同等物に係る換算差額	△72	△263
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,066	△17,045
現金及び現金同等物の期首残高	32,812	44,582
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	2	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 29,748	※ 27,537

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第3四半期連結会計期間より、新たに設立したピーティー一方社インドネシアを連結の範囲に含めております。

また、第2四半期連結会計期間より、新たに設立した獅王（中国）日用科技有限公司を連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

23社

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日 公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、これに伴う当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ11百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は201百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は軽微であります。

3 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な引当金の計上基準

災害損失引当金

東日本大震災により被害を受けた建物、設備等の原状回復に要する費用、たな卸資産の廃棄費用の支出等に備えるため、当四半期連結累計期間末における当該損失見積額を計上しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

2 前第3四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」については、重要性がなくなったため、当第3四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間において「その他」に含まれている「投資有価証券評価損」は4百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券評価損益（△は益）」として表示していたものは、重要性がなくなったため、当第3四半期連結累計期間では「その他」に含めて表示しています。なお、当第3四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれている「投資有価証券評価損益（△は益）」は4百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

2 前第3四半期連結会計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」については、重要性がなくなったため、当第3四半期連結会計期間では特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間において「その他」に含まれている「投資有価証券評価損」は0百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
1 たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納税金額の算定に関しては、加味する加減算項目や税金控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)																								
※1 有形固定資産の減価償却累計額 164,609百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 161,099百万円																								
2 輸出為替手形買取未決済高 一百万円	2 輸出為替手形買取未決済高 2百万円																								
3 偶発債務	3 偶発債務																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額（百万円）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティーライオン ウイングス</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,932</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	保証債務額	金額（百万円）		ピーティーライオン ウイングス	1,811	その他	0	従業員	120	計	1,932	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額（百万円）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティーライオン ウイングス</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,968</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	保証債務額	金額（百万円）		ピーティーライオン ウイングス	1,811	その他	0	従業員	156	計	1,968
保証先	保証債務額																								
金額（百万円）																									
ピーティーライオン ウイングス	1,811																								
その他	0																								
従業員	120																								
計	1,932																								
保証先	保証債務額																								
金額（百万円）																									
ピーティーライオン ウイングス	1,811																								
その他	0																								
従業員	156																								
計	1,968																								
(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。	(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。																								

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 11,933百万円 販売促進費 52,470百万円 運送費及び保管費 10,827百万円 広告宣伝費 16,177百万円 給料及び手当 9,830百万円 賞与 2,916百万円 退職給付費用 2,288百万円 役員賞与引当金繰入額 110百万円 研究開発費 6,407百万円		販売手数料 11,940百万円 販売促進費 49,682百万円 運送費及び保管費 10,894百万円 広告宣伝費 16,840百万円 給料及び手当 9,714百万円 賞与 2,940百万円 退職給付費用 2,280百万円 役員賞与引当金繰入額 116百万円 研究開発費 6,403百万円
	※2 東日本大震災に関連する損失について、たな卸資産の減失損失及び廃棄費用751百万円、建物、設備等の原状回復費用710百万円など、当四半期連結会計期間末における見積額を含めた総額2,893百万円を特別損失の「災害による損失」に計上しております。	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 4,257百万円 販売促進費 17,938百万円 運送費及び保管費 3,667百万円 広告宣伝費 4,832百万円 給料及び手当 3,265百万円 賞与 1,078百万円 退職給付費用 779百万円 役員賞与引当金繰入額 40百万円 研究開発費 2,134百万円		販売手数料 4,387百万円 販売促進費 17,588百万円 運送費及び保管費 3,986百万円 広告宣伝費 5,363百万円 給料及び手当 3,249百万円 賞与 1,013百万円 退職給付費用 764百万円 役員賞与引当金繰入額 39百万円 研究開発費 2,111百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金勘定 17,256百万円 有価証券勘定 12,710百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 △219百万円 現金及び現金同等物 29,748百万円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金勘定 18,422百万円 有価証券勘定 9,590百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 △475百万円 現金及び現金同等物 27,537百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	299,115,346

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	30,543,951

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

四半期連結会計期間末残高 提出会社 164百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月10日 取締役会	普通株式	1,342	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月4日	利益剰余金
平成23年8月3日 取締役会	普通株式	1,342	5.00	平成23年6月30日	平成23年9月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	31,039	39,319	6,187	2,424	78,970	—	78,970
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	42	2,540	850	3,443	(3,443)	—
計	31,049	39,361	8,728	3,274	82,413	(3,443)	78,970
営業利益又は営業損失(△)	409	801	△376	184	1,018	22	1,041

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っています。

(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤

(化学品事業) 油脂活性剤、導電性カーボン

(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	94,725	116,979	18,623	4,400	234,728	—	234,728
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	144	6,959	3,391	10,509	(10,509)	—
計	94,738	117,124	25,582	7,792	245,238	(10,509)	234,728
営業利益又は営業損失(△)	2,677	1,454	△614	239	3,757	40	3,798

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っています。

(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤

(化学品事業) 油脂活性剤、導電性カーボン

(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	66,347	12,623	78,970	—	78,970
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	252	336	589	(589)	—
計	66,599	12,960	79,559	(589)	78,970
営業利益	786	166	952	88	1,041

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア…中国、韓国、タイ

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	197,885	36,843	234,728	—	234,728
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	558	982	1,540	(1,540)	—
計	198,443	37,825	236,269	(1,540)	234,728
営業利益	3,138	405	3,543	254	3,798

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア…中国、韓国、タイ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高(百万円)	12,904	310	13,215
II 連結売上高(百万円)	—	—	78,970
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.3	0.4	16.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア…中国、韓国、タイ

(2) その他…欧州、北米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高(百万円)	37,879	796	38,675
II 連結売上高(百万円)	—	—	234,728
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.1	0.3	16.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア…中国、韓国、タイ

(2) その他…欧州、北米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。国内の関係会社は、製品・サービスの特性に応じて営業活動を行っております。

海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて営業活動を行っております。

したがって、当社は、事業本部及び会社を基礎とした製品・サービス別及び地域別のセグメントから構成されており、「一般用消費財事業」、「産業用品事業」、「海外事業」の3つの報告セグメントに区分しております。

当社の報告セグメントは、以下のとおりであります。

① 一般用消費財事業

主に日本において、日用品、一般用医薬品、機能性食品の製造販売及び売買を行っております。

(主要製品) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤、ペット用品

② 産業用品事業

主に日本及び海外諸地域に対する化学品原料、業務用品等の製造販売及び売買を行っております。

(主要製品) 油脂活性剤、導電性カーボン、業務用洗浄剤

③ 海外事業

海外の関係会社において、主に日用品の製造販売及び売買を行っております。

④ その他

日本において当社の子会社が、主に当社グループの各事業に関連した事業を行っております。

(主要製品及びサービス) 建設請負、不動産管理、輸送保管、人材派遣

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	一般用消費財 事業	産業用品事業	海外事業				
売上高							
(1)外部顧客への 売上高	168,829	23,219	37,987	3,193	233,229	—	233,229
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高(注)1	15,740	15,506	2,041	15,459	48,747	△48,747	—
計	184,569	38,726	40,029	18,652	281,977	△48,747	233,229
セグメント利益	3,275	429	356	538	4,600	413	5,013

(注)1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額413百万円は、内部取引消去額等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成 23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	一般用消費財 事業	産業用品事業	海外事業				
売上高							
(1)外部顧客への 売上高	59,781	8,019	12,667	1,281	81,749	—	81,749
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高 (注) 1	5,509	5,792	680	5,572	17,554	△17,554	—
計	65,290	13,812	13,348	6,853	99,304	△17,554	81,749
セグメント利益又は 損失(△)	1,218	△35	31	266	1,481	208	1,689

(注) 1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額208百万円は、内部取引消去額等であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 株当たり純資産額 367円59銭	1 株当たり純資産額 382円18銭

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 5円39銭	1 株当たり四半期純利益金額 3円32銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 5円38銭	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 3円32銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,455	891
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,455	891
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,992	268,542
四半期利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	435	507
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	————	————

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 0円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 3円14銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 3円14銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△127	844
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△127	844
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,304	268,572
四半期利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	—	447
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	————	————

(重要な後発事象)

当社は、平成23年10月28日開催の取締役会において、以下のとおり、子会社の設立を決議いたしました。

1. 設立の目的

当社が主に海外事業を展開するアジアでのさらなる事業拡大を目指し、今後高い経済成長が期待できるフィリピン市場への参入を模索してまいりましたが、今般、現地における洗剤・界面活性剤の製造販売ノウハウ及び小売業に対する幅広い流通網を持つピアレス・プロダクツ・マニュファクチャリング・コーポレーションをパートナーとして、合弁会社を設立し、同国の市場に参入することといたしました。

2. 子会社の概要

- ① 名称 ピアレスライオン株式会社
- ② 所在地 本社：フィリピン マカティ市
工場：フィリピン ラグナ州
- ③ 事業分野 齒磨・歯刷子、シャンプー等
- ④ 設立時期 平成24年2月（予定）
- ⑤ 資本金 600百万ペソ（当社51.0%、ピアレス社49.0%出資）
- ⑥ 営業開始 平成24年7月（予定）

2 【その他】

平成23年8月3日開催の取締役会において、当中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ① 配当金の総額 1,342,897,360円
- ② 1株当たりの金額 5円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年9月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網 本 重 之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網 本 重 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 重 貞 慶

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)

ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長藤重貞慶は、当社の第151期第3四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

